

奈良市制限付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務（以下「建設工事等」という。）の請負契約に係る制限付一般競争入札を適正かつ合理的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「制限付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項又は第167条の5の2の規定により入札参加者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定めたものをいう。

(対象工事)

第3条 制限付一般競争入札に付する建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、造園工事、塗装工事、管工事、防水工事、電気工事、解体工事、測量業務、建築設計業務及び市長が必要と認める建設工事等とする。ただし、緊急性を伴う建設工事等、専門又は特殊技能を要する建設工事等、その他一般競争入札に適さない建設工事等は、この限りでない。

(入札参加資格)

第4条 市長は、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第3条第3項各号に規定するもののほか、対象工事等ごとに次に掲げる入札参加資格を定め、これを公告するものとする。

- (1) 土木一式工事及び建築一式工事は、格付基準表（別表第1）に基づく等級区分に該当すること。
- (2) 測量業務及び建築設計業務は、格付基準表（別表第2）に基づく等級区分に該当すること。
- (3) その他対象工事等を施行するために必要な資格は奈良市建設工事入札参加者等審査会において定めたものに該当すること。

(入札公告)

第5条 市長は、制限付一般競争入札を実施しようとするときは、奈良市契約規則第2条に定めるところにより公告を行うものとする。

- 2 前項に規定する公告を行う日は、原則として月の1日及び15日とする。ただし、その日が奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(入札参加資格の確認等)

第6条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、市長に申請して、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査して入札参加資格の有無を確認し、その結果を申請者に通知するものとする。
- 3 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、書面により市長に異議の申出をすることができる。この場合において、市長は、速やかに異議の申出に対して回答するものとする。

(設計図書の閲覧等)

第7条 対象工事等の設計図書は、制限付一般競争入札に参加しようとする者の閲覧に供し、又は貸与するものとする。

- 2 設計図書を閲覧に供する方法は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧期間 対象工事等に係る第5条第1項の公告の日から入札日の前日まで（休日を除く。）
- (2) 閲覧方法 奈良市ホームページ

(特定建設工事共同企業体)

第8条 特定建設工事共同企業体による制限付一般競争入札については、別途奈良市特定建設工事

共同企業体取扱要領によるものとする。

(郵便入札)

第9条 郵便入札方式による制限付一般競争入札については、別途奈良市建設工事等郵便入札実施要領によるものとする。

(電子入札)

第10条 電子入札方式による制限付一般競争入札については、別途奈良市電子入札運用基準によるものとする。

附 則

この要領は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

格付基準表（土木一式工事及び建築一式工事）

等級	A	B	C	D	E	F	G
格付 点数 等	850 点以上で、技術者が 7 人以上いる者	750 点以上で、技術者が 3 人以上いる者	650 点以上で、技術者が 2 人以上いる者	649 点～600 点の者	599 点～550 点の者	549 点以下の者	新規の者
(その他の要件) 1 A 等級及び B 等級については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定により特定建設業の許可を受けている者とする。 2 A 等級については資本金額 4,000 万円以上、B 等級については資本金額 2,000 万円以上とする。 3 奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領により提出された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）に基づき、A 等級については 1 級技術者 3 人以上を含む技術者 7 人以上とし、B 等級については 1 級技術者 1 人以上を含む技術者 3 人以上とし、C 等級については 1 級又は 2 級技術者 1 人以上を含む技術者 2 人以上とする。 (格付の特例) 1 通知書の土木一式又は建築一式の完成工事高が 300 万円未満の者は、F 等級に格付する。 2 新規登録者については、G 等級に格付し、格付した年度は入札に参加できないものとする。翌年度は、F 等級に格付し、入札に参加できるものとする。 3 再登録業者については、入札参加資格審査申請書の未提出期間に応じ、次のとおり格付する。 (1) 1 年及び 2 年 格付点数に相当する等級 (2) 3 年以上 G 等級（新規） 4 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合で、建設業法第 3 条の規定による許可を受け、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものについては、事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について（昭和 50 年 11 月 10 日建設省厚発第 473 号）に基づき、総評定点を付け、格付する。							

別表第 2（第 4 条関係）

格付基準表（測量業務）

等級	A	B	C
格付点数等	1 3 0 点以上で、技術者が 2 人以上いる者	A 級の格付基準を満たさ ない者	新規の者
（その他の要件） A 等級については、測量士 1 人以上を含む技術者 2 人以上とし、B 等級については、測量士 1 人以上とする。 （格付の特例） 1 新規登録者については、C 等級に格付し、格付した年度は入札に参加できないものとする。翌年度は、格付点数に相当する等級に格付し、入札に参加できるものとする。 2 再登録業者については、入札参加資格審査申請書の未提出期間に応じ、次のとおり格付する。 （1）1 年及び 2 年 格付点数に相当する等級 （2）3 年以上 C 等級（新規）			

格付基準表（建築設計業務）

等級	A	B	C
格付点数等	1 4 0 点以上の者	1 3 9 点以下の者	新規の者
（格付の特例） 1 新規登録者については、C 等級に格付し、格付した年度は入札に参加できないものとする。翌年度は、格付点数に相当する等級に格付し、入札に参加できるものとする。 2 再登録業者については、入札参加資格審査申請書の未提出期間に応じ、次のとおり格付する。 （1）1 年及び 2 年 格付点数に相当する等級 （2）3 年以上 C 等級（新規）			